

マイナンバーカードのお知らせ

○「マイナンバー（個人番号）」の利用が始まっています

社会保障・税・災害対策の行政手続において、マイナンバーが必要になっていきます。

・例えば：国民健康保険に関する届出、児童手当の申請や身体障害者手帳に関する届出、福祉や介護の制度利用に関する届出に記入が必要です。

また、源泉徴収票作成や健康保険などの手続時に勤務先へ提示、保険金の支払いや特定口座の開設などの手続で金融機関へ提示するなど、様々な場面で利用します。



マイナンバー

○「マイナンバー」を利用する際には「マイナンバーカード」が便利です

マイナンバーカードは、マイナンバーの提示と顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

カードには、ICチップが搭載され、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。

ICチップには公的個人認証サービス【*】による電子証明書が格納され電子申請に利用することができま

す。カードの交付を希望される方は、郵送された「通知カード」と一緒に印刷されている「個人番号カード交付申請書」などでお申し込みください。

申請後、「マイナンバーカード」の交付準備ができ次第、申請者のご自宅へ交付通知書（ハガキ）を郵送します。お受け取りに来庁される日をご連絡していただき、必要書類をご持参のうえお越しください。なお、交付までは1か月程度かかります。

なお、初回交付手数料は無料です。

【*】公的個人認証サービスとは？

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて申請や届出といった行政手続（例：e-Tax）などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカードなどのICカードに記録することで利用が可能となります。

町が発注する工事・物品・印刷・委託の競争入札などに業者の方が参加するためには、都内の区市町村が共同で運営する東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにより登録することが必要となります。

※マイナンバーに関する問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120 (95) 0178

*平日 午前9時30分 ~ 午後8時

土日祝 午前9時30分 ~ 午後5時30分

住民課 ☎83-2182

カット

町が発注する工事・物品・印刷・委託の入札参加電子登録

パソコンから東京電子自治体共同運営電子調達サービスのホームページを参照していただき、登録手続きを行ってください。



マイナンバーカードほか

なお、登録には事前に経営事項審査（建設業者のみ）を受けることや、ICカード（電子証明書）を購入するなどの準備が必要となります。

※問い合わせは、企画財政課 ☎83-2360